

《2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議》

【継続審議品目】

(2) 「ヴァームスマートフィットウォーター」(株式会社 明治)

○受田部会長 それでは、継続の審議品目であります2件目、「ヴァームスマートフィットウォーター」に関して、御審議をお願いしたいと思います。

まず審議の経緯等について、事務局からお願いいたします。

○消費者委員会事務局 続きまして、「ヴァームスマートフィットウォーター」についての御審議をお願いしたいと思います。

お手元の資料2-1に「ヴァームスマートフィットウォーター」の製品概要をまとめております。この表も、前回の部会で委員の皆様に御覧いただいたものと同じ内容でございます。

ただ1点、許可を受けようとする表示の内容のところに「10分程度の歩行などの」ということが赤字で書かれております。これも後ほど指摘事項とそれに対する回答で説明させていただきますけれども、前回の部会での指摘を受けまして、申請者のほうから許可表示の文言をこのように修正したいという回答が寄せられております。それをこの表の中に赤字で盛り込んでおります。

続きまして、資料2-2がこの品目のこれまでの審議経緯です。

調査会での御審議が終わった後、当部会に送られてまいりまして、今年3月24日の第52回新開発食品調査部会で御審議いただきました。そのときに3項目の指摘が出されまして、継続審議という扱いになっております。それに対する回答が提出されまして、本日御審議いただくという流れになっております。

それでは、前回の指摘とそれに対する回答について説明させていただきたいと思いますので、またクリアファイルの中の「ヴァームスマートフィットウォーター回答書」という書類を御覧いただきたいと思います。

指摘は全部で3点ございました。

まず1点目ですけれども、許可を受けようとする表示及び1日当たりの摂取目安量に記載の「身体活動時に」との表現は消費者にとって分かりにくい。身体活動時とは何を示しているのか、また飲用の仕方も含め具体的な説明を追記されたいという御指摘でございました。

これに対しまして回答ですけれども、四角囲いの下に、身体活動とは、厚生労働省「健康づくりのための身体活動基準2013」うんぬんという言葉の説明も書かれておりますけれども、御指摘にありました消費者にとって分かりにくいということについて、どのように対応するのかということは、この回答の一番下の方になります。この製品に書いてある身体活動というのは、申請者としては10分程度の歩行を想定している。言葉を換えて言いますと、あまり強くない、軽い程度の運動といったものを想定しているということで、それ

が消費者にはっきり分かるように、許可表示文言の中に「10分程度の歩行などの」という言葉を追加しますという内容の回答になっております。

それから、この指摘でのもう1点、飲用の仕方です。今は単に身体活動時に1日1本ということになっておりますけれども、もう少しはっきり分かるようにという御指摘を受けてまして、2ページ目、これも赤字で書いてありますけれども「身体活動前や身体活動中に」と、具体的にいつ飲んだらいいのかということを知るように直しますという回答でございます。

続いて、指摘事項（2）とそれに対する回答に行かせていただきます。

指摘は、既存の特定保健用食品ではないVAAMシリーズと本申請品を消費者が誤認する懸念があるが、この点についての考え方及び誤認を防ぐための方策を示されたいという指摘でございます。

これについては、回答書を何枚かめくっていただいて別紙2を御覧ください。ここにボトルの絵が3つ並んでおりますけれども、右側の黄色っぽい色調のボトルが今回の申請品目「ヴァームスマートフィットウォーター」のボトルの絵でございます。左側の青いボトルと緑色のボトルは、現在販売されている特保ではないVAAMシリーズの商品のデザインでございます。

こういうものが併売されてしまうと、消費者にとって誤認を与える可能性があるのではないかという御指摘だったわけですが、申請者からの回答は、現行でも色目とかを含めて申請品と既存の市販品とでは区別はつくのではないのでしょうかということ。さらに、今申請しております「ヴァームスマートフィットウォーター」が許可された際には、左側にあります特保ではない飲料2品の販売は中止しますと。ですから、市場において特保品と非特保品が併売されることはないので、消費者に誤認を与えることはありませんといった回答になっております。

以上が、指摘事項（2）に対する回答でございます。

もう一度、回答書本文の4ページに戻っていただきたいのですが、指摘事項（3）として、申請品の対象ではない未成年（15～18歳）が他の糖質を含む飲料と一緒に本申請品を運動時に摂取した場合、あるいは糖尿病患者が摂取した場合にどのような現象が生じることが想定されるか、血中グルカゴン及びインスリン値に着目して示されたい。このような場合を想定し、安全性の観点から、必要であれば適切な注意喚起を示されたいという御指摘ございました。

回答といたしましては、15～18歳の未成年と成人との比較でも、アミノ酸を摂取した場合のインスリンやグルカゴンによる血糖値に対する生理的な作用・応答といったものが異なるという報告は今のところ見られないということがあります。ですので、特に未成年に特化した注意喚起表示は要らないのではないかと考えるという回答になっております。

それから、後段の糖尿病患者が摂取した場合のことでございますけれども、申請品目の中ではアラニン・アルギニン・フェニルアラニンという3種のアミノ酸の混合物が関与成

分とされておるわけですが、単品ではございますけれども、これらのアミノ酸を糖尿病患者が摂取した場合でも、血糖値変動への影響はほとんどないと考えられると回答しております。

こういったことから、糖尿病患者がこの申請品目の製品を摂取した場合でも、特に悪影響というか問題を起こす可能性はないと考えられるので、糖尿病患者に特化した注意喚起表示も必要ないと考えますというのが申請者の回答になっております。

3項目の指摘に対する回答は以上でございます。

ただ、この製品につきましては、3項目の指摘の他に追加でございますか、申請者のほうに確認というか申し添えとして送った事項が2点ございます。回答書の後に、別紙として「ヴァームスマートフィットウォーター指摘事項回答書補足」というものがついておるかと思えます。

前回の部会で、今、御説明させていただきました3項目の指摘の他に、指摘ではないですけれどもこういったことはどうなのですかという質問を申請者のほうに出しております。

1点目が、表示に「独自アミノ酸ミックス」とあるのですけれども、独自の意味が不明である。活性の点から組成を最適化したことを表現していることは理解するが、他の全ての商品と比較して組成そのものに独自性を訴求することはできないのではないかという質問というか確認でございました。

これに対しまして申請者のほうからは、関与成分としているアラニン・アルギニン・フェニルアラニンの混合物、1対1対2の比率で混合させたものについては、特許を取得した組成ですということで、特許を取っていることをもって独自ですという回答をしております。

もう1点、次のページの別紙1、一番上の紺の部分に「カラダを動かすことによる体脂肪の減少をさらに助ける」と書いてあります。このコピーが分かりにくい。このコピーは、許可を受けようとする表示の要約と理解するが、指摘事項（1）に対応したときに要約の範囲を逸脱しないように留意されたいという申し添えでございました。

順序が難しいのですが、別紙1に表示されている内容であれば、許可表示文言の要約として「カラダを動かすことによる体脂肪の減少をさらに助ける」というコピーはいいのではないのでしょうか。ただ、前回の指摘事項（1）で許可表示文言を見直しなさいという指摘が出ていたわけです。ですから、その直し方いかんによっては、このキャッチコピーの部分が許可表示と違ってくる可能性があるということで、そういうことがないように気をつけてくださいねという申し添えの事項でございました。

申請者からの回答としては、許可表示文言のほうは「10分程度の歩行などの」ということを追記するだけです。そのように直してもこのキャッチコピーと齟齬が生じることはないという内容の回答になっております。

順序が逆になってしまったのですけれども、指摘事項（2）の申請品目と既存で市販されております特保ではない商品のヴァームが誤認されるのではないかという指摘につきま

して、本日御欠席の田中委員からは、今回の申請者の回答で了承しますというコメントがありました。そのことを追加で報告させていただきます。

以上でございます。

○受田部会長 ありがとうございました。

指摘事項に関して、申請者側から回答が戻ってきたということでございます。前半のほうは、特に（１）に関しては身体活動を具体的にということで、10分程度の歩行というふうに具体的に表現をしております。この点で対応している。

２つ目に関しては、結果的には既存のものが終売になるということで、併売はないということになりますので、こちらが発出した指摘事項に関しては解決をしているのではないかとということかと思えます。

３つ目の懸念をどのように専門的に御判断されるかというところがポイントだと思います。

その他のところについては、独自が特許とどう絡むかというか、独自が意味することとして、特許でもあれば独自という表現は成立するのではないかと御意見もあったかと思いますが、特許を出願しているという答えでした。

最後のコピーの部分に関しては、このままでいきたいという回答でございます。

いかがでしょうか。どこからでも構わないのですけれども、まず受け止め方を各委員から頂き、そしてさらに発出するようなことも含めて、指摘すべきことがあれば御発言いただければと思います。

それでは、前田委員、お願いします。

○前田委員 別紙２についてなのですけれども、既存のものと新しいものが今、並べて描かれてありまして、併売しないということなのですけれども、今この運動で体脂肪を燃やすVAAMを好んで飲まれている方が、これがなくなったことで、新しいものが出たと思われるのではないかと思います。その場合「カラダを動かす」という部分が、今までどおりの運動を「カラダを動かす」という言葉に換えたのかなと思って飲まれるのではないかとちょっと思いました。

両方とも売り場にあれば、こちらのほうがより強い運動のように見えると思って、「カラダを動かす」ということよりも、逆に軽い運動でと言うほうが、今まで買っていた方にとってみたら比較がしやすいのではないかなと少し思いました。

○受田部会長 ありがとうございます。

消費者の既存品との捉え方といいますか、この認識とさっきのコピーの部分が絡んでくるということになりますね。これはいろいろ御意見があるかと思いますので、委員から一通り意見を頂いて、整理することにいたしましょう。他はいかがでしょう。

たしか私の記憶では、吉田委員から（３）の指摘事項はコメントを頂いていたかと思うのですけれども、この答えに関して、専門的なお立場からどのように御判断されますでしょうか。

○吉田委員 そこに示されている文献2-21とかそのあたりを確認しながら今、見ているところなのですが、総じて言えることが、この飲料は身体活動前ないし活動中に1本程度、量はそのぐらいで勧められているということで、私がまず1つ懸念したのは、若い人がこれをスポーツドリンクみたいな感じで大量に飲んでしまうことを懸念しているのですが、そういう方向にミスリードしないような表示になっているのであれば、その懸念はかなり払拭されるかなというのが1つあります。

もう1つ、糖尿病患者さんにおいてということについては、下段の方にヒト試験が実施されていて、一定の評価が得られているということなので、ここが確認されていれば、私自身は更に何か大きく求める必要はないのかなと考えながら、先ほどの報告をお聞きしていたところではあります。

○受田部会長 ありがとうございます。

糖尿病の患者さんに対する懸念については、与えられたデータが基で問題ないと。

前段のスポーツドリンクとしての多量飲用という部分に誤解がないように、消費者側がそういう多量飲料をしないような形で注意喚起がされておればいいのではないかというお話でございました。

この点は、先ほど前田委員から御指摘いただいた既存品とのすみ分け、ここからミスリード、誤認をしがちかというコメントもございましたので、このあたりはまた更に御意見を頂きたいと思います。

他の観点から、委員の皆様はいかがでしょうか。議論していくポイントは今のような点で、他は解決と。

石見委員、お願いします。

○石見委員 最初の議論のところで、ミスリードがないようにという指摘を出したのですが、それに対してミスリードがないようにしていただくということが期待されたのですが、既製品は終売にするという回答なのです。

ヴァームはスポーツ選手とか若いスポーツをしている人は結構飲んでいるのです。ですので、両方あればいつも自分が飲んでいるものを飲むと思うのですが、終売になって特保だけになると、どういう行動をされるかなと。これが今までのヴァームで、新しいヴァームなのだということで特保を割と大量に飲んでしまう危険性が逆に出てしまうのかなという懸念はちょっとあります。

○受田部会長 ありがとうございます。

終売だからミスリードはないというお答えに対して、なくなるからかえって消費者の受け止め方がどう行くか心配だということですね。要は、もう完全に市場に定着している商品であるということがあって、それに代わる特保という位置付けになる。しかも身体活動という、これまでの運動とは違う効果を訴求している、飲用方法を提案しているというところもありますので、この辺が委員の皆様の懸念かと思います。

いかがでしょうか。他に議論しておくポイントはございますか。

もし他に御発言がないようであれば、既存品とのすみ分けの部分での懸念を部会としてどういう形で考えるか。部会として、終売はやめてくれと言うわけにはいきませんので、それをどのように新商品、今特保の申請をされている商品のパッケージにしっかりと注意喚起していただくかということになるかと思います。

いかがでしょうか。もうその点に絞ってよろしいですか。

ありがとうございます。

では、ミスリードの点に関しては、その他で指摘しているキャッチコピーの部分も関わってくるということになりますので、その点に絞って御意見を頂き、例えばこうすればいいのではないかという提案を頂けると、申請者側にお答えをしていく意見として、具体的に話を絞り込んでいけるのではないかと思うところです。いかがでしょうか。

木村部会長代理、お願いします。

○木村部会長代理 終売すると申しまして、ある程度は並行に売られていることも考えられるというのが1点。

あと、先ほど部会長がおっしゃったように、この製品の違いがどうなのかということがパッケージだけで伝わるというところをどう捉えていったらいいのかなというのは懸念でございまして、併売されていることを考えますと、製品の違いがよく分かるようなことが必要なのかなと思います。

○受田部会長 ありがとうございます。

これは、併売の瞬間はないのですね。併売しないことからということで、市場に両方並ぶことはないという理解でよろしいですか。もちろんそうであっても、製品のすみ分けとか違いはしっかり訴求していただかないといけないのですけれども、併売の期間があるかないかによってまた考え方が変わってくるのかなと思います。

○消費者委員会事務局 これは申請者のほうに確認しないと何とも言えないですけども、絶対に1日たりとも並ぶことはないと言われるれば、そうなる可能性はあると思います。ただ、申請者のほうで、今ある特保ではない製品から特保に切り替えていくつもりだということであれば、今の特保を出荷する前にはやめるというのが通常のやり方だと思います。

工場では重ならないけれども、その先の店頭では何日間かというのはしょうがないといえますか、重なることはあるとは思いますが。

○木村部会長代理 私が申し上げたのは、工場ではそうかもしれないのですけれども、店頭や在庫または家庭の中では一緒にあることは考えられるという点を申し上げたつもりです。

○受田部会長 ありがとうございます。現実的には、そういう状況はあり得ると考えないといけないのでしょうか。

そう考えていくと、前回もいろいろ御意見いただいたように、身体活動とか運動とか、この辺の消費者の持っているイメージによって、どのような用法で消費者がこれを活用されるかが変わってきますので、誤認も起こり得るということかだと思います。

今、表示見本も御覧いただいているかと思います。また、別紙2のように家庭内で冷蔵庫に3本並ぶこともあり得るということを想定したときに、誤認をどうやったら抑えられるか、防げるかという点で、何か改善の提案の具体があれば、ぜひコメントいただきたいと思っています。

あるいは、このままでもいいのではないかという御意見をお持ちの委員の方もいらっしゃるのではないかと思います。いかがでしょうか。

吉田委員、お願いします。

○吉田委員 1つだけ確認させてください。

国立栄養研とかが基本データを持っていて、世に発して、実際2015年ぐらいから健康づくりの一環として進めているもので、それゆえにフレイルの対策にもつながっていたりとか、生活習慣病を抑えていたりとかという、実際の疫学的な研究成果も出ている10ミニッツ・ウォーク、10ミニッツ・エクササイズのことを言っていると思うのです。

それから発想すると、このユーザーは15歳や18歳の方を指していないようでもあるのです。もちろん若年期成人病みたいな方もおられるので何とも言い難いところはあるのですが、そのニュアンスが届けていただいたほうがいいかもしれないです。「カラダを動かすことによる」という表現でそのニュアンスが伝わるかです。

今の私どもに回答した戦略は、この企業の方々は10ミニッツ・エクササイズをベースに置いて、この特保を製造販売しようとしているわけだと思うのです。「体脂肪の減少」はいいです。「カラダを動かすことによる」という表現でそれが適切に伝わるかどうか。恐らくそれが消費者に伝われば、誤った使い方をされないのかなと思いますし、仮に糖尿病の患者さんが使われたとしても、先ほどのデータからすると大きな弊害はないだろうということも確認できたので、そこは問題ないのですが、懸念は若者の大量飲用によるものが一番問題で、そこで前回のときも議論になって、今日もそれが物議を醸している部分もあると思うのですけれども、この「カラダを動かすことによる」という表現で適切に伝わるかどうかです。

彼らは10ミニッツ・エクササイズを基本に置いて回答してきているのだと思いますが、私自身、そこがどうなのかなと、はっきりしません。

○受田部会長 今、吉田委員から頂いたコメントは、もう他の委員の皆さんも共通してお考えのことかと思います。要は、この商品自体がどういう方に適しているかという部分が、このパッケージからちゃんと伝わるのかどうか。そして、既存の商品との比較において、アスリートのとかそういう若い人たちも含めて、それが適しているというふうにミスリードされていく可能性があるのではないか。ぱっと見たときにそこがパッケージから伝わっているかどうかというのが、もうまさに意見として出していくべきポイントかとも思います。

先ほどの10ミニッツ・エクササイズとか10分程度の歩行というイメージからすると、若い人を対象にしているわけではないと消費者側も認識はされると思うのですけれども、そ

のことがこの新しいパッケージの中でどれだけ強調されているかを見ると、ぱっと見、それほど目にはつかない。さらには、BMIが高めの方という表現も、全体の中で見るとよく見れば明確に書いてあるのですけれども、それがぱっと見は分からないというところに原因があるのではないかとも思うのですけれども、いかがでしょうか。

もし、そういうところを強調するように申請者側に働きかけ、適切な改善が図られれば、この商品としては申請を受けるという考え方もあるかと思います。また、もっとそれをしっかりと審査すべきだという御意見をお持ちの委員もいらっしゃるのではないかと思います。ですが、最終的な取扱いを含めて御意見を頂ければと思います。

吉池委員、お願いいたします。

○吉池委員 消費者の捉え方はいろいろあるかと思いますが、基本的にこの黄色の「カラダを動かすことによる体脂肪の減少をさらに助ける」ということ、あとは10分程度の歩行という表現で、ほぼ訴求すべき対象は読めるのかと。言い出せば切りがないので、これはこれでよいだろうと思います。

ヴァームについては、なぜペットボトルだけをやめるのかはよく分からないのですが、恐らくヴァームそのもののスポーツとの併用効果で、他の形状のものをむしろ訴求していて、あまり水分補給と結びつけない戦略なのかなと思っています。運動に伴う水分補給のところで様々な飲料のことを言い出したら切りがないし、世の中たくさんそういうものを子供も含めて飲んでしまっている現状がある中、そこだけを取り上げて殊更の注意喚起をするというのも、他の特保以外の市場に出回っている飲料を考えるとバランス的にはどうかと思うので、私の意見としては、もうこのままでよいのではないかと思います。

○受田部会長 ありがとうございます。

他の委員の皆様、いかがですか。

石見委員、お願いいたします。

○石見委員 今の吉池委員の御意見に賛成なののですけれども、若い人は一々溶かすのが手間だとかいろいろあるので、このボトルを利用している方は結構いると思うのです。さらに「スズメバチから学んだ」と記載があるように、運動と一緒にこれを摂取することでパフォーマンスが上がるような宣伝も今までしているわけなのです。

なので、これを終売にして新しいものを、今度は特保として体脂肪を減らすという違うコンセプトの製品を出すということですので、誤認が生じてしまう可能性は否めないかなと思うので、例えば1日1本とか分かりやすく、大量に飲むものではないということが分かるようにどこかに記載したほうがいいのではないかとすることを提案してみるとか、そのぐらいではないかと考えます。

○受田部会長 ありがとうございます。

吉田委員、いかがですか。

○吉田委員 まさしく石見委員がおっしゃったように、先ほども身体活動前と身体活動中に500cc 1本ぐらいが推奨できますよということを彼らも考えているわけですから、目安

はこのぐらいだということを伝えてあげれば、おのずとスポーツドリンクみたいにばか飲みすることはないだろうということも伝わるだろうと思うので、要はそこさえ払拭できていけばいいかなと私自身は思えるのです。でも、そこが一番大事なアキレス腱でもあると思ってはいます。

○受田部会長 ありがとうございます。

今、吉池委員、石見委員、吉田委員に御意見をいただきました。大方この申請、修正をして特保としてお認めする方向で、意見としてはいただいているのではないかと思います。あとは誤認、特に多量飲用を防ぐというところ、それからアスリート的な方々が異なる期待で飲んでいくことがないように、そのためには先ほども10分の歩行というお話もありましたし、1日1本という部分をもう少し強調していただく必要があるのではないかという意見が聞かれたところです。

実際、別添1に具体的な商品パッケージを修正後の表示見本ということでお配りしておりますけれども、ここの左側に、確かに10分程度の歩行という記述、あるいは1日当たりの摂取目安量1本と書いてあるのですけれども、ここがちょっと目立たない。ですから、これをもうちょっと目立つように表示を工夫していただきたいということを意見として部会の結論にさせていただいて、そこが適切に改善されれば、私部会長と事務局で判断をさせていただいて、お認めする方向というのも1つの提案でございますが、いかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、そういう形で提案させていただいた内容を結論にしたいと思います。

事務局、確認をお願いします。

○消費者委員会事務局 申請者に伝えます指摘の具体的な文言は、また事務局のほうで案を作りまして、部会長と御相談させていただいて決定していきたいと思いますが、内容といたしましては、表示の10分間歩行のところと、摂取量に関して1日500ml目安というのが大事なのですよ。いっぱい飲むものではないのですよということがよりはっきりと消費者に伝わるような表示に直してくださいという内容の指摘にするということでよろしいでしょうか。

その指摘を出しまして、申請者のほうから回答が出てきたときには、これは部会長預かりということで、部会長が御覧になって、了承されれば部会としてこの品目について了承するという扱いでよろしいですか。

それでは、そのように指摘を出して、部会長のほうに確認いただくということを進めていきたいと思います。

○受田部会長 ありがとうございます。そういう結論で、この2件目「ヴァームスマートフィットウォーター」については取り扱わせていただきたいと思います。